

## ◆連載◆

# 学生相談共有ばなし・第五話

## どうするか、高機能広汎性発達障害の学生への支援(その二)

吉武 清實

(東北大学高等教育開発推進センター・学生生活支援部・学生相談室教授)

発達障害学生への支援の現状と課題という今日の問題について、前号の続きです。

### 学部において退学に至った例

#### 〈加工事例二〉

Bさんは、履修登録はするものの授業には出ない、という生活を一年余にわたって送り、来談した。Bさんはこの間、友人を作ることもアルバイトをすることもなく、アパートでひきこもって過ごしてきた。来室後の一年間、Bさんは履修登録前後の数は面接に訪れたが、すぐにひきこもるといって生活を送った。困難は、外国語と専門の演習科目など、発表をしなければならない科目にあった。数回の面接を通して、カウンセラーは、「発達障害」の疑いをも

つようになった。本人と所属学科の教員との面談に同席して学科による可能な限りの配慮について検討してもらった。さらに、保護者と面談し、演習と卒業論文への自主的な取り組みが重視される分野であり、学科から最大限可能な配慮を得るとしても卒業は容易でなく、何とか卒業だけはと頑張らせようとすることは本人には結局のところ酷なことであること、発達障害の可能性があり、今後の人生を考えるうえからも専門医の受診を考慮されるよう勧めた。保護者はBさんを実家において色々な体験をさせた。その結果から受診させることを決意し、ある医療機関で発達障害であるかと診断され、いったん退学させることとした。しかし、その後、在学可能年限りぎりぎりまで卒業への挑戦をさせることにし、学科からは最大限の配慮を得ることとな

った。しかしBさんはやはり履修登録しては、二度登校したのちひきこもるということを繰り返して、遂に退学へと至った。Bさんの保護者は、退学させるにあたって思いを吐露した。「この先、うちの子のような若者の就職をどこで支援してくれるのでしょうか、これからどういう生き方ができるのでしょうか」。

障害受容は本人にとつてのチャレンジであると同時に、（ほとんどの場合、本人にとつてのチャレンジである以上に）保護者にとつてのチャレンジでもある。大学受験を潜り抜けてきたのちに障害の告知をうけ、「障害を持って生きる生き方への転換」を図るといふ心理的営みは、実に容易ならざる心理的作業である。

### 支援によって学部卒業へ至った例

#### 〈加工事例三〉

Cさん。一年次後半に来室。ひきこもつたため家族に勧められて来たという。そのコミュニケーションと行動特性とから、発達障害の疑いが極めて強いと判断し、本人の同意を得て二週後に保護者面接。保護者は、生育歴を語り、「自閉的傾向」を有しており可能な範囲での修学上の配慮を大学にお願いしたいと要望。初年次の理科実験担当者、

所属学科等に伝え、締切日の延長、ピア・サポーターによる援助などの支援が継続してなされる。一時期は対人関係のトラブルへの支援もカウンセリングのテーマになる。経過の中で混乱に陥りやすい特性（見通しの立たない事態への強い不安や恐怖・衝動的行動などの症状）が顔を見せた。学生相談所を利用する中で、仲間づきあいできる友人を得た。学期の変わり目にかウンセラーが見通しを得られるよう援助し、学科の方にも強力な援助者が登場するようになって、指導への安心感が増し、特別な配慮の下に何とか卒業をこなしていった。留年と休学もはさみ、在学年限の最終年度に至ったが、卒業研究・卒業論文作成は通常の研究にかわる代替措置が認められることとなった。就職には至らなかったが、特別な支援を受けて卒業した。

卒業の条件として卒業論文の重みが非常に高い分野と、卒業論文に至るまでの経過での学習の比重が高い分、卒業論文の重みが相対的にやや下がる分野がある。特別な支援によって卒業に至った例は、Cさんのほかにもあるが、こうした分野でのことであり、かつ、在学年限いっぱいを経過するのが通常であると言つてよい。

## 修士課程で告知へ至った例

## 〔加工事例四〕

学部時代には「座学」優秀で、対人トラブルなく、学生相談所への来室につながることもなく、大学院に進んではじめて出会う例もある。Dさんは、就職活動に面接で失敗し、次の機会にどうしたら就職できるでしょうか、と来談した。カウンセラーは初回面接で「発達障害」と判断し、継続して面接を行った。キャリア支援センターと連携して援助にあたった。同時に研究室の指導教員からも相談を受けた。

指導教員はDさんの研究はほとんど進んでいないが就職活動に時間を割くことを認めていると述べた。しかしDさんは結局二年目も就職には面接で失敗した。Dさんは、就職活動の過程でのストレスから種々の神経症状を呈した。カウンセラーはDさんと保護者と指導教員の面談の場を設定し、同席した。指導教授からは研究に時間を割かなければ修士号取得も不可能となることが述べられ、カウンセラーからはこれ以上の就職へのプレッシャーは本人に酷であることを述べた。あわせて保護者に「発達障害」の可能性について示唆し、機会を見て専門医を受診されるよう勧めた。二ヶ月後、カウンセラー同席の場で、指導教授の口から、Dさん自身にも保護者にも修士号取得が無理であることが告げられた。Dさんは、在学可能年限いっぱい、在学した後、

退学した。その間に、カウンセラーは、専門医の紹介、援助資源となりうる地域の社会資源についての直接、間接の紹介を行ったが、卒業後一年の現在、Dさんは望む「一般的就職」を実現できていない。

## 問題と課題

小学校から高校までの発達障害児童・生徒への特別支援教育が進展していくなかで、大学入学以前に告知を受ける例は増えていくであろう。告知を受けても、成長していくわが子にその可能性を最大限開花させてやりたいという保護者の思いは消えるものではない。偏差値の高い大学へ入学する受験学力を有する場合にはなおさらであろう。しかし、発達障害の特性を有する人の場合、どんなに学力が高くとも「大学院の研究」の壁は高く、「一般的就職」の壁はさらに高いものであることを認識しておかないわけにはいかない。

それでも学部四年間の成長は、ごく一部の人の大学院への進学やその後の一般的就職と就労継続を実現に至らしめるかもしれない。発達障害であるからといって端から大学院への進学や一般的就職が不可能であると決めつけることは誰にもできないのである。

しかし、多くの場合、それは実現されることはないとい

うのが現実である。その可能性と困難性は、学部四年間にどのような支援を要したかを見れば、ある程度まで予測が可能であり、不幸なミスマッチや進路指導の先送りを防ぐことができるだろう。

学部四年間における修学の躓きへの支援には、困難が伴う。特別な支援への根拠が必要だからである。さらに問題となるのは、カウンセラーが出あうのは、多くの場合、高学力を維持してきた学生たちであり、これまで告知を受けることのない学生たちであるということである。現状では、在学年限いっぱいでの卒業が可能になる例があるが、そこにも未告知の学生・保護者の場合における「障害告知」と「障害受容」の難しさ、「確定診断」の難しさの問題がつきまといっている。

課題は、高校・大学としては、発達障害学生の進路についてのミスマッチを減らすこと、および発達障害学生の修学支援の体制を整備すること、日本社会（国・自治体）としては、「発達障害」という個性をもって安心して生きていくことができるように、「身体障害」、「精神障害」、「知的障害」の三障害に「発達障害」を加えるなどして、退学後や卒業後の進路と生活について社会的支援の確かな制度化された枠組みを作ることである。「ひきこもり」、「ニート」とされる人の一部は発達障害の人であり、このような制度

化は「ひきこもり」「ニート」対策にも連関する社会的課題である。

### 大学として考えられる対策

大学として対策が必要であることは明白である。一大学のカウンセラーが出あう事例は少なく、対策を検討するためには、大学を越えて修学支援の事例をもちより分析、検討することが必要であると思われる。同時に筆者は、既にこれまでの経験によって「発達障害の診断をもつ学生」あるいは「発達障害が強く疑われる学生」について、できることなら大学として、少なくとも学部として、特別支援制度を作ることの必要性を強く感じてきている。それは、次のような内容のものである。

#### 一、卒業論文を除く単位取得について

学部・大学院（関連する学科・専攻）と、学生相談カウンセラー及びあるいは精神神経科医との協議によって、「単位取得の困難は明白」と判断された学生については、その学生から申し出があり、かつ必要と認められる場合、①学科や専攻の統括のもとでのTAあるいは教員の指導による「レポート作成援助」の措置、②レポート・その他（作成物等）「提出締切日の延期」を認める措置、③試験に代え

てレポートとする「代替措置」等の単位取得を援助する特別支援措置を取ることができるとする。

## 二、卒業論文について

同様に、学科・専攻と、学生相談カウンセラー及びあるいは精神神経科医との協議によって、「卒業論文作成の困難は明白」と判断された学生については、その学生から申し出があり、かつ必要と認められる場合、他の卒業研究で「代替する措置」、特別支援を提供しやすい研究室・ゼミへの「配属あるいは移動を認める措置」をとることができることとする。ただし、この場合、この学生がすでに大学院試験に合格している場合には、合格辞退を勧奨する。

## 三、「障害をもって生きる生き方」への支援

学部・大学院は、学生相談のカウンセラー、キャリア支援の専門スタッフ、精神神経科医と有機的に連携・協働すること、それぞれの専門性の最大限の活用を図り、これによって、学生本人と保護者の方の双方が発達障害という個性を受け入れ（専門医の受診と告知の受容）、この障害をもって生きる生き方へと切り替えていかれる歩みに向けて、その歩みのプロセスに即して、可能な限りの援助を行う。

卒業後の進路として、大学院進学を目指す学生と保護者の場合、学生相談のカウンセラーと精神神経科医は、学部とは比べ物にならない大学院での研究の困難性について、また、仮に修士号を得ることができれば、十分な後の就職がいかにかに厳しいものとなるかについて十分に伝える。このことが、移行支援として必要なことである。

## 四、特別支援の対象となる範囲

特別支援措置の対象は、「発達障害の診断をもつ学生」となるだろう。しかしながら、現実には、大学生や成人の発達障害について診断を下すことのできる専門医が少ない現状で、かつ、学生本人と保護者の障害受容には長い時間的プロセスが必要であることを考えれば、「発達障害が強く疑われる学生」への支援も現実には必要となるだろう。すなわち、学生相談カウンセラーと精神神経科医の所見をもとに支援措置が講ぜられる場合も排除できないだろう。